

## 地方公共団体さまへの賠償に係るご案内

平成 25 年 7 月 11 日  
東京電力株式会社

弊社福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所の事故（以下、「弊社事故」）により、被害を受けられた皆さまをはじめ、広く社会の皆さまに大変なご迷惑とご心配をおかけしていることを、改めて心よりお詫び申し上げます。

弊社は、現在、原子力損害賠償支援機構法を含む原子力損害賠償制度の枠組みの下で、弊社事故によりご被害を受けられた皆さまへの賠償金のお支払いに取り組んでいるところでございます。

地方公共団体さまへの賠償につきましては、「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」、「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第二次追補」、「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第三次追補」（以下、「中間指針等」）を踏まえ、賠償の取り組みを鋭意進めているところでございます。

このたび、平成 24 年 4 月から平成 25 年 3 月までの間に被られた弊社事故によるご損害に係る賠償金のお支払い対象となる賠償項目等につきまして、下記のとおりご案内させていただきます。

引き続き、誠意をもって迅速かつ公正に対応してまいりますので、何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 賠償金のご請求受付を開始させていただく項目（平成 24 年度分） について

以下の項目について、平成 25 年 8 月中旬を目処に賠償金のご請求受付を別紙のとおり開始させていただきます。

- ・水道・工業用水道事業に係る追加的費用・営業損害（別紙 1）
- ・下水道・集落排水事業に係る追加的費用・営業損害（別紙 2）
- ・廃棄物処理事業に係る追加的費用（別紙 3）
- ・食品衛生法にもとづく検査費用（別紙 4）
- ・学校給食等に係る検査費用（別紙 5）（※）
- ・牧草等の定点調査に係る検査費用（別紙 6）
- ・農畜産物等に係る追加的費用（別紙 7）
- ・民間事業者さまと同様の立場で行う事業に係る営業損害（別紙 8）
- ・ご被害者さま支援のために代わってご負担いただいた弊社が負担すべき費用（別紙 9）

※ 食品中の放射性物質に関する検査の実施状況等を踏まえ、原則として平成 23 年度までが賠償の合理的な期間と考えておりますが、外部要

因により十分な検査体制が整わなかった等のご事情を伺ったことを受け、子どもが日常的に摂取する学校給食等の特殊性等も踏まえ平成 24 年度までに限り、ご事情に応じて必要かつ合理的な範囲で賠償対象とさせていただきます。

なお、上記以外の項目につきましては、弊社事故により大変なご迷惑をおかけしておりますことを十分に認識させていただき、個別のご事情等を踏まえつつ、適切に対応させていただきたいと考えております。何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

## 2. 賠償金のご請求受付を開始させていただく項目（平成 23 年度追加分） について

### (1) 空間線量検査費用

弊社事故発生日（平成 23 年 3 月 11 日）から平成 23 年 12 月 31 日までの間に、住民のみなさまの放射線被曝の不安や恐怖を緩和するために、地方公共団体さまが実施を余儀なくされた空間線量検査に係る必要かつ合理的な費用につきまして、平成 25 年 8 月中旬を目処に賠償金のご請求受付を別紙 10 のとおり開始させていただきます。

### (2) 学校等屋外プール水に係る検査費用

弊社事故発生日（平成 23 年 3 月 11 日）から平成 24 年 3 月 31 日までの間に、福島県内の地方公共団体さまと同様の状況にあった福島県（市町村含む）以外の地方公共団体さまが実施を余儀なくされた学校等屋外プール水の放射性物質検査に係る必要かつ合理的な費用につきまして、平成 25 年 8 月中旬を目処に賠償金のご請求受付を開始させていただきます。なお、弊社所定の賠償金ご請求書につきましては、平成 25 年 8 月上旬を目処に配付を開始させていただき予定です。

なお、具体的に福島県内の地方公共団体さまと同様の状況にあったと認められる例としては、プールに利用する水道水から一定程度の放射性物質が検出されており、かつ政府指示にもとづく校庭の線量低減対策を実施した学校等屋外プール水の放射性物質検査が該当しうると考えております。

また、原則として平成 23 年度までが賠償の合理的な期間と考えておりますが、溜めていたプール水の排水を拒否されるなど、平成 23 年度にプールが利用できなかった等のご事情がある場合は平成 24 年度に限り、必要かつ合理的な範囲で賠償対象とさせていただきます。これに該当される地方公共団体さまにつきましては、ご請求方法等について個別にご説明させていただきます。

## 3. その他

弊社事故に由来する放射性物質の除染費用につきましては、放射性物質汚染対処特措法（以下、「特措法」）にもとづき適切に対応してまいります。

以 上